

三重の新たな米協創振興会議設置要領

【名称】

第1条 この会の名称は「三重の新たな米協創振興会議」(以下、振興会議という。)とします。

【目的】

第2条 三重県が育成した新しい米品種「三重23号」の導入をきっかけとして、生産段階から流通段階までの各方面の皆様の連携、協力により、新たな三重の米のブランドをつくり上げていくことを目的とします。

【構成】

第3条 振興会議は第2条の目的に賛同する水稻生産者の代表、生産者団体、米穀流通販売事業者、市町、県関係機関等をもって構成するものとします。

参加にあたっては、振興会議の活動を円滑かつ効果的に推進するため、生産者及び生産者団体、事業者においては別に定める参加届出書を提出していただくこととします。また、必要に応じてその他関係者の参加を求めることができるものとします。

【会議】

第4条 会議は、三重県農林水産部長が招集し、必要に応じて開催することとします。
会議の進行及び座長は事務局の長もしくは、事務局の長が指名する者とします。

【活動内容】

第5条 振興会議の構成員は、それぞれの強みを生かし連携して、県内の地域資源を活用した取り組みを推進することとします。

- 2 統一コンセプトや栽培基準、品質基準、マーケティング戦略などを広く共有し、一体的な取組を推進します。なお、商取引に関しては、この振興会議では協議しないこととします。
- 3 活動にあたっては、関係法令を遵守するとともに、振興会議において、その内容を情報共有することとします。

【活動の取り決め】

第6条 振興会議へ参加届出書を提出した者が、別途定める活動に関する取り決め著しく反する行為があったと認められる場合は、振興会議の構成員へ報告するとともに、公表する場合があります。

【設置期間】

第7条 振興会議の設置期間は3年間とします。

【事務局】

第8条 振興会議の事務局は、三重県農林水産部農産園芸課、中央農業改良普及センター、全国農業協同組合連合会三重県本部に設置します。

【その他】

第9条 その他、必要な事項については別途定めることができることとします。

【附則1】

この設置要領は、平成24年5月31日より施行します。

【附則2】

この設置要領は、平成25年11月20日より施行します。(構成等に係る改訂)